

ながの結婚支援ネットワーク参加団体に係る個人情報取扱指針

この指針は、ながの結婚支援ネットワークに参加する団体（以下「参加団体」という。）が、結婚支援事業の実施に当たり個人情報を取り扱う際に明示すべき内容、講ずべき措置その他の事項について具体的な基準を定めることにより、参加団体の個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とします。

1 個人情報に関する法令等の遵守

参加団体は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、登録者の個人情報を慎重に取り扱います。

2 個人情報保護の管理者の設置

参加団体は、個人情報の管理に係る本指針の実施及び運用に関する責任者（以下、「個人情報保護の管理者」という。）を設置します。

3 個人情報の利用目的の特定及び適正な取得

参加団体は、個人情報の取得に当たってはその利用目的を明らかにし、利用目的の範囲及び法令等の規定に基づいて個人情報を取り扱います。

また、取得する個人情報を結婚支援事業に関する業務に必要最低限の範囲とし、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

4 個人情報の安全管理

参加団体は、取得した個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失及び毀損その他の事故を防止するために必要かつ適切な措置を講じます。個人情報が記載された書類及びデータの保管方法（個人情報の取扱い権限の付与範囲、書類保管庫等の鍵及びデータアクセス時のパスワードの管理に関する事項を含む）を定めます。

また、利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

5 個人情報の漏洩時における対処方法、連絡体制

参加団体は、個人情報の漏洩の事態を把握した場合には、個人情報保護の管理者が指揮を執り、即時に長野県将来世代応援県民会議事務局（以下「事務局」という。）に報告するとともに、速やかに原因の究明と必要な再発防止策を実施します。

また、事務局と連携し、関係利用者に対して経過説明を行います。

6 職員及び関係者等の秘密守秘義務

参加団体は、利用目的に係る業務上知り得た個人情報について、職員及び関係者等に秘密守秘の義務を課します。当該職員及び関係者等が当該業務を退いた後も同様とします。

7 業務委託等に係る保護管理規定

参加団体は、個人情報を取り扱う業務を委託等する場合には、当該委託等に係る契約書（請書その他これらに類するものを含む。）に、当該業務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならない旨を規定するなど、保有する個人情報の適正な管理及び安全保護のために必要な措置を講じます。

8 個人情報の第三者への提供の制限

参加団体は、取得した個人情報について、登録者本人の同意を得た場合または法令等により必要な場合を除いて、第三者に開示又は提供をしません。

9 個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止

参加団体は、登録者本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には速やかに対応します。

10 個人情報の取扱いに関する苦情の解決

参加団体は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。

11 個人情報の保護管理体制の点検

参加団体は、個人情報の管理及び安全保護の状況を自ら点検し、点検の結果により必要な改善措置を講じます。